

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年 1 月 2 0 日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成 3 1 年 2 月 1 日 1 8 時 0 0 分ごろ
発生場所	石川県七尾市祖母ヶ浦港北方沖 祖母ヶ浦港東防波堤灯台から真方位 0 3 0 ° 1 海里付近 (概位 北緯 3 7 ° 1 1 . 0 ' 東経 1 3 7 ° 0 2 . 7 ' )
インシデントの概要	漁船第八成田丸は、航行中、クラッチの嵌合ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年 6 月 2 5 日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八成田丸、0.7 トン
船舶番号、船舶所有者等	I K 3 - 2 1 3 7 6 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雪、風向 南、風力 2、視程 約 1 0 km 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が 1 人で乗り組み、航行中、クラッチの嵌合ができなくなって運航不能となり、来援した僚船にえい航された。 本船は、本インシデント後、機関整備業者が点検した結果、クラッチ箱が腐食して作動油が漏えいし、不足していたことが分かった。
分析	本船は、航行中、クラッチ箱の腐食が発見されずに同箱内から作動油の漏えいが続いていたことから、クラッチの作動油が不足して同油の圧力が低下し、クラッチの嵌合ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、クラッチ箱の腐食が発見されずに同箱内から作動油の漏えいが続いていたため、クラッチの作動油が不足して同油の圧力が低下し、クラッチの嵌合ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・クラッチ箱の外観検査及びクラッチの作動油量確認は、定期的に行うこと。